改正後

（気象測器の種類）

第二条　法第九条の検定は、次の各号に掲げる気象測器の種類に応じて行うものとする。

一　ガラス製温度計
二　金属製温度計
三　電気式温度計
四　ラジオゾンデ用温度計
五　液柱型水銀気圧計
六　アネロイド型気圧計
七　電気式気圧計
八　ラジオゾンデ用気圧計
九　乾湿式湿度計
十　毛髪製湿度計
十一　露点式湿度計
十二　電気式湿度計
十三　ラジオゾンデ用湿度計
十四　風杯型風速計
十五　風車型風速計
十六　超音波式風速計
十七　電気式日射計
十八　貯水型雨量計
十九　転倒ます型雨量計
二十　積雪計
二十一　複合気象測器（ラジオゾンデその他の前各号に掲げる気象測器の二以上が構造上一体となっているものをいう。）

改正前

（気象測器の種類）

第二条　法第九条の検定は、次の各号に掲げる気象測器の種類に応じて行うものとする。

一　ガラス製温度計（温度の変化によりガラス管内に封入した液体が膨張又は収縮するという性質を用いて、温度を測定するものをいう。）
二　金属製温度計（温度の変化により二種類の金属板を張り合わせたバイメタルが湾曲するという性質を用いて温度を測定するものをいう。）
三　電気式温度計（温度の変化により物質の電気抵抗が変化するという性質を用いて温度を測定するものをいう。）
四　ラジオゾンデ用温度計（温度の変化により物質の電気抵抗又は誘電率が変化するという性質を用いて自由大気の温度を測定するものであって、測定した値を無線で送信するための信号として出力できるものをいう。）
五　液柱型水銀気圧計（気圧の変化により水銀柱の高さが変化するという性質を用いて気圧を測定するものをいう。）
六　アネロイド型気圧計（気圧の変化により内部の圧力が安定している密閉容器（以下「気圧計用チャンバー」という。）が膨張又は収縮するという性質を用いて気圧を測定するものをいう。）
七　電気式気圧計（気圧の変化により気圧計用チャンバーが膨張又は収縮してコンデンサーの静電容量又は共振部分の共振周波数が変化するという性質を用いて気圧を測定するものをいう。）
八　ラジオゾンデ用気圧計（気圧の変化により気圧計用チャンバーが膨張又は収縮してコンデンサーの静電容量又は共振部分の共振周波数が変化するという性質を用いて自由大気の気圧を測定するものであって、測定した値を無線で送信するための信号として出力できるものをいう。）
九　乾湿式湿度計（二つの温度計（金属製温度計を除く。）の一つを湿らせておくことで、湿度の変化によりこれらの温度計の示す温度の差が変化するという性質を用いて湿度を測定するものをいう。）
十　毛髪製湿度計（湿度の変化により毛髪が伸縮するという性質を用いて湿度を測定するものをいう。）
十一　露点式湿度計（湿度の変化により温度に応じた露点温度が変化するという性質を用いて湿度を測定するものをいう。）
十二　電気式湿度計（湿度の変化により物質の電気抵抗又は誘電率が変化するという性質を用いて湿度を測定するものをいう。）
十三　ラジオゾンデ用湿度計（湿度の変化により物質の電気抵抗又は誘電率が変化するという性質を用いて自由大気の湿度を測定するものであって、測定した値を無線で送信するための信号として出力できるものをいう。）
十四　風杯型風速計（風速の変化により風杯の回転数が変化するという性質を用いて風速を測定するものをいう。）